

土庄町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の 人件費率
令和5年度	人 12,740	千円 9,279,094	千円 672,236	千円 1,663,565	% 17.9	% 16.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

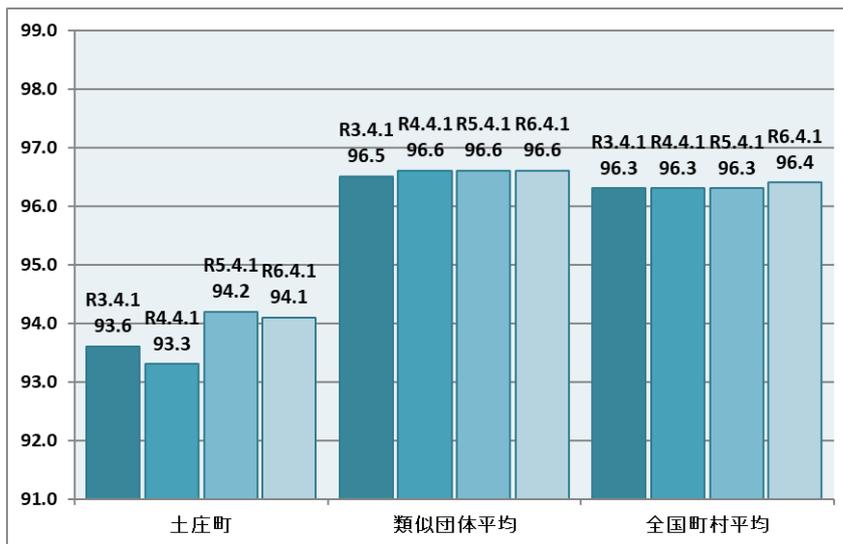
区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 145	千円 478,179	千円 83,568	千円 184,674	千円 746,421	千円 5,148	千円 5,708

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容） ・行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.5%引下げ。
・若年層については引下げを行わず、高齢層については最大3%引下げ。
・激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
※他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

国に準じ、平成30年3月31日までの間、6級55歳以上の職員に対し、給料月額1.5%減額を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
土庄町	40.8 歳	290,700 円	334,780 円	313,428 円
香川県	42.9 歳	325,406 円	412,347 円	357,780 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.8 歳	309,513 円	358,114 円	334,718 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		土庄町	香川県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	170,900 円	159,500 円	—
	中 学 卒	153,300 円	151,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

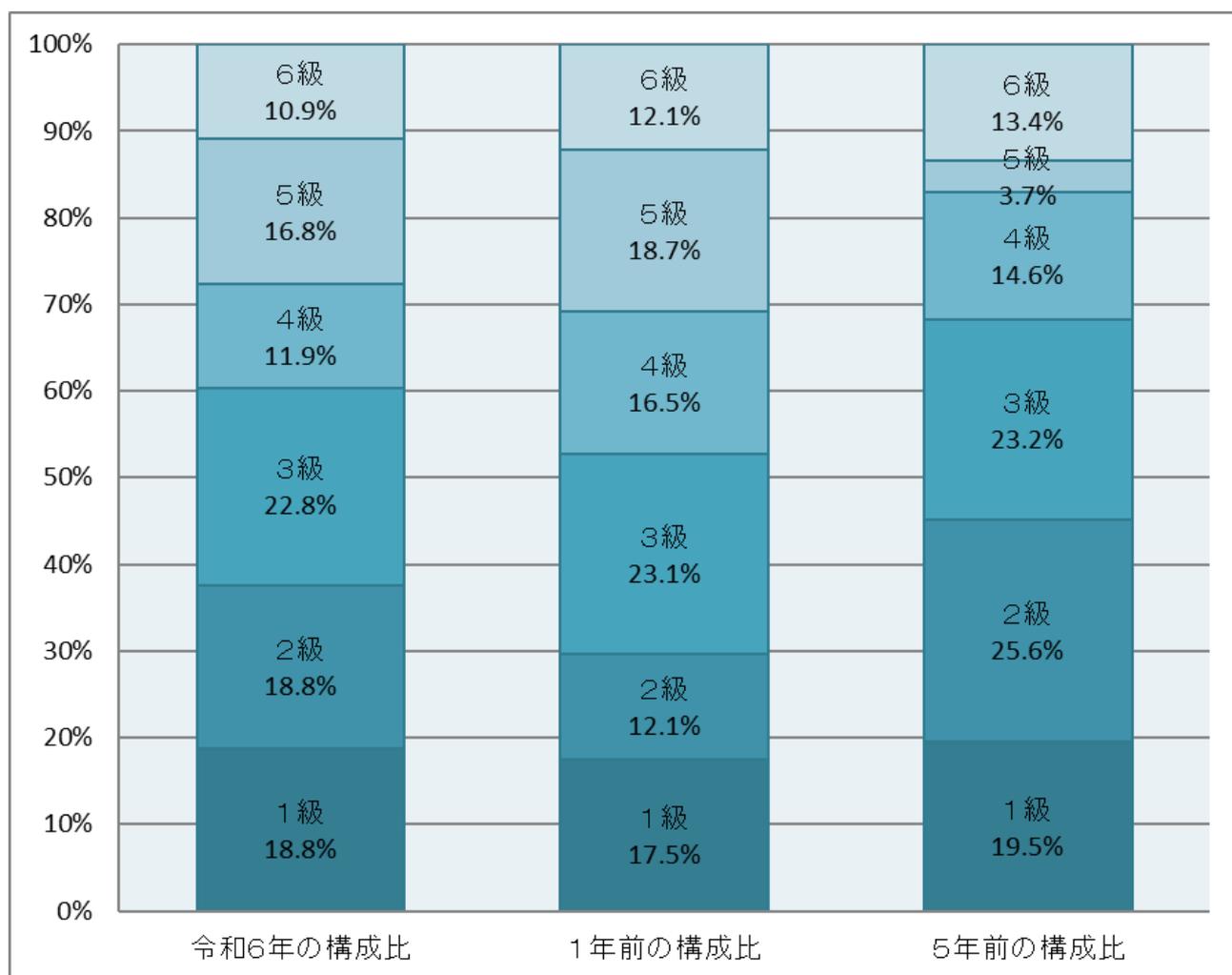
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	257,700 円	350,850 円	361,666 円	393,166 円
	高 校 卒	—	—	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

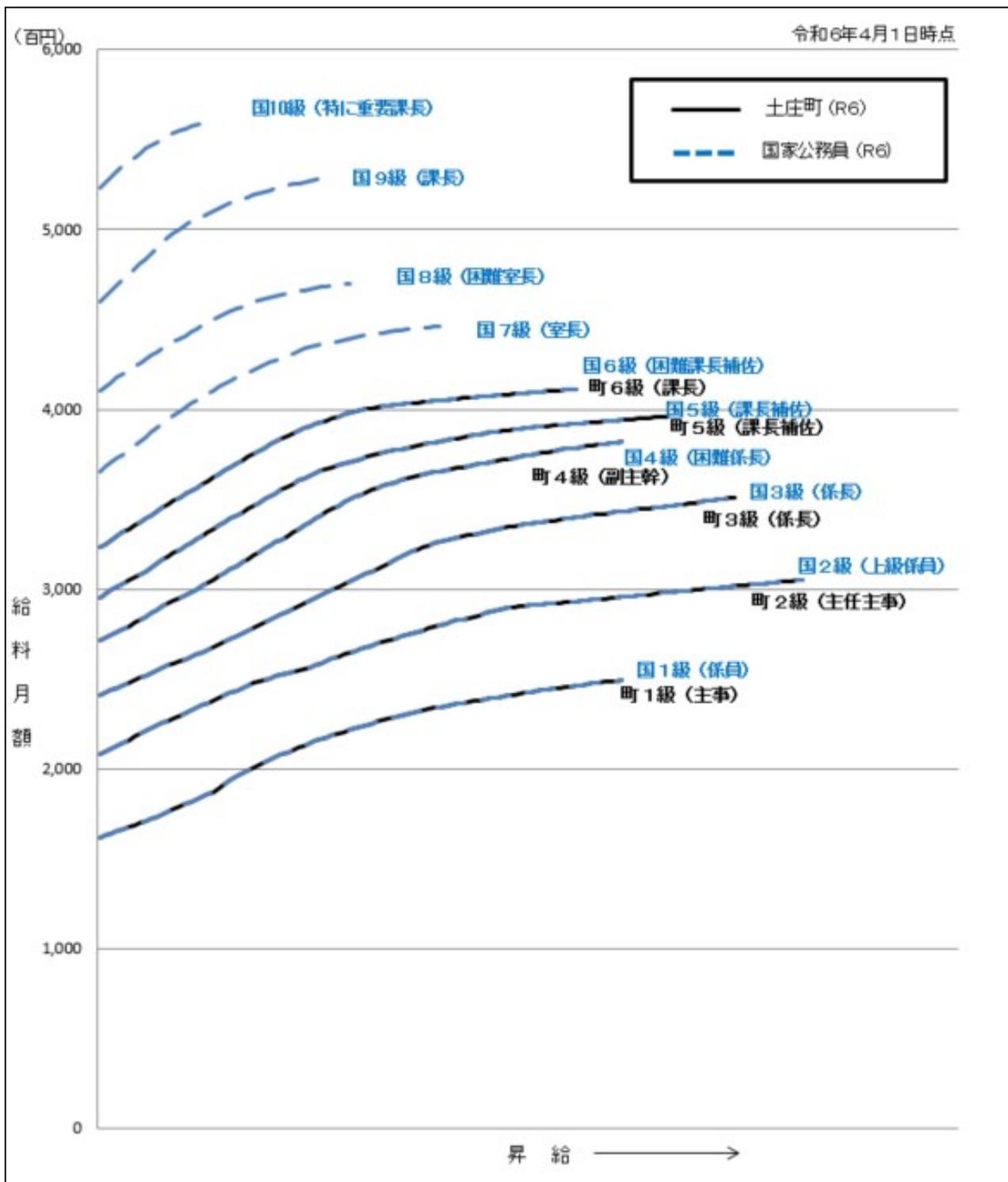
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	19人	18.8%	162,100円	249,400円
2級	主任主事、主任技師	19人	18.8%	208,000円	305,200円
3級	係長	23人	22.8%	240,900円	351,000円
4級	副主幹	12人	11.9%	271,600円	382,000円
5級	課長補佐	17人	16.8%	295,400円	396,000円
6級	課長	11人	10.9%	323,100円	411,300円

- (注) 1 土庄町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成25年に級別職務分類表を改正。（旧級別職務分類表の6級、5級及び4級の職務を明確化）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（土庄町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

土庄町	香川県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,274 千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,703 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（土庄町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和8年度から		令和8年度から	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

土庄町			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
なし			・定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）		
1人当たり平均支給額	6,300千円	—			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 制度なし

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績(令和 5 年度決算)			82 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額(令和 5 年度決算)			13,667 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和 5 年度)			4.1 %	
手当の種類(手当数)			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和 5 年度決算)	左記職員に対する 支給単価
行旅病死等収容作業従事手当	行旅病死等々の収容作業に従事した職員	行旅病死等収容作業	2 千円	1 件につき 2,000 円
火葬業務従事手当	火葬業務に従事した職員	火葬業務	0 千円	1 死体につき 5,000 円
清掃業務従事手当	清掃業務に従事した職員	清掃業務	80 千円	1 日につき 1,250 円を上限
介護業務従事手当	介護業務従事職員の特殊勤務手当	介護業務	0 千円	1 月につき 10,000～50,000円
防疫等作業従事手当	防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	防疫等作業業務	0 千円	1 日につき 290円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和 5 年度普通会計決算)	39,196 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(令和 5 年度決算)	363 千円
支給実績(令和 4 年度普通会計決算)	30,405 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(令和 4 年度決算)	323 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円 (特定期間の場合5,000円加算) ・ 上記以外の扶養親族 6,500円 	同	—	15,178千円	257,260円
住居手当	借家で家賃に応じ最高27,000円	異	対象となる家賃の範囲を低く設定	7,622千円	254,071円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関利用者は運賃相当額 ・ 交通用具利用者 <ul style="list-style-type: none"> 2km～4km 2,100円 4km～6km 3,200円 6km～8km 4,300円 8km～10km 5,300円 10km～12km 6,400円 12km～14km 7,500円 14km～16km 8,500円 16km～ 9,600円 	異	距離区分を細分化	7,607千円	88,457円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長 40,000円 ・ 課長補佐 20,000円 	—	—	11,700千円	316,216円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき4,400円	同	—	2,149千円	29,444円
管理職員特別勤務手当	勤務1回につき12,000円以内	同	—	32千円	4,000円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給 料	町 長	副 町 長	763,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
				855,000 円 / 382,500 円	
報 酬	議 長	副 議 長	316,000 円	408,000 円 / 230,000 円	
			269,000 円	342,000 円 / 180,000 円	
			245,000 円	323,000 円 / 157,000 円	
期 末 手 当	町 長	副 町 長	(令和5年度支給割合)		
			6月期	1.35月分	
			12月期	1.35月分	
退 職 手 当	町 長	副 町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
			給料月額×在職月数×0.365	13,367,760円	任期ごと
			給料月額×在職月数×0.220	6,029,760円	任期ごと
	備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

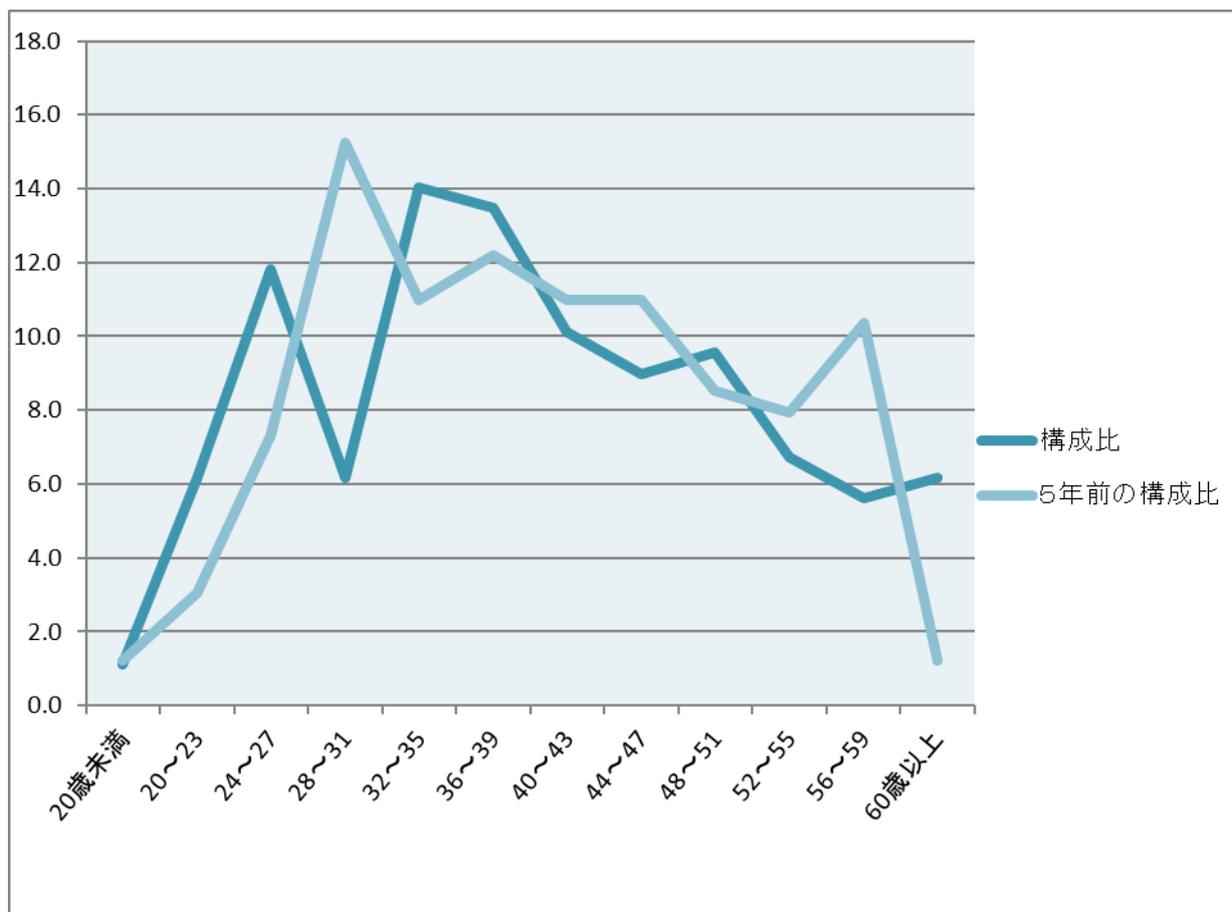
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		令 和 6 年	令 和 5 年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2人	2人	0人	住民課の配置見直し等による減
		総務企画	27人	27人	0人	
		税 務	9人	9人	0人	
		民 生	47人	48人	△1人	
衛 生		13人	13人	0人		
農林水産		9人	9人	0人		
商 工		8人	6人	2人	瀬戸芸及び商工業の強化に係る増	
土 木	14人	14人	0人			
	計	129人	128人	1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 101.26人 (類似団体の人口1万当たりの職員数88.99人)	
	教育部門	18人	17人	1人	社会教育活動の強化による増	
	小 計	147人	145人	2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 115.38人 (類似団体の人口1万当たりの職員数108.29人)	
公 営 企 業 等	水 道	病 院	6人	9人	△3人	水道企業団身分移管に係る減
		そ の 他	2人	1人	1人	小豆島中央病院派遣による増
		小 計	23人	21人	2人	居宅支援サービス等の強化による増
	小 計	31人	31人	0人		
合 計		178人 [207人]	176人 [207人]	2人 [0人]	<参考> 人口1万当たり職員数 139.72人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	11人	21人	11人	25人	24人	18人	16人	17人	12人	10人	11人	178人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	91	113	124	124	128	129	38(41.8)
教育	37	17	16	16	17	18	△19(△51.4)
普通会計計	128	130	140	140	145	147	19(14.8)
公営企業等会計計	36	35	33	33	31	31	△5(△13.9)
総合計	164	165	173	173	176	178	14(8.5)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。